

社会福祉法人芝山町社会福祉協議会評議員・役員及び 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人芝山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、役員及び非常勤者（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 役員等の報酬は別表の通りとし、評議員、会長を除く理事、監事及び各委員会委員には報酬を支弁しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が本会業務を行う場合には、1日につき2,000円を費用弁償として支給する。

2 役員等が本会業務のため旅行したときは、交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会職員に支給する旅費の例により旅費を支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公 表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成3年4月1日施行の社会福祉法人芝山町社会福祉協議会役員並びに非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程は平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

令和2年6月23日別表一部改正。同改正表は、令和2年7月1日から適用する。

別 表

区 分	報 酬 の 額
会長理事	月 額 30,000円
法律相談員(弁護士)	日 額 30,000円